

産財 2023026
令和5年7月28日

都道府県・指定都市・中核市
産業廃棄物行政主管部局長 殿

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男
(公印省略)

資源化等情報適正開示施設審査業務の実施について

当財団の運営につきましては、日頃よりご指導ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、当財団においては、令和5年7月から、独立中立的な第三者として、産業廃棄物処理施設を対象にした「資源化等情報適正開示施設審査業務」を実施することとしました。業務の概要は別紙のとおりです。
つきましては、関係の方々への周知などご配慮いただければ幸いです。

資源化等情報適正開示施設審査業務の概要

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

本審査は、産業廃棄物処理施設を対象に、排出事業者による処理施設選定の際に重要視される資源化等（処理施設から先のサプライチェーンの状況を含む）や適正処理に関する詳細情報について、書類審査・実地審査し、審査基準に適合した施設に適合証・適合マークを付与し、その情報を当財団ウェブサイトで公開するものです。

審査基準、適合証の有効期間と審査料金、適合マークは以下のとおりです。

審査基準

| 項目 | 審査基準（過去1年間分について確認） |
|----------|---|
| 企業の取組等 | <ul style="list-style-type: none"> ・社員教育、法遵守の記録が整備されている【ISO等取得施設は審査対象外】 ・過去5年間に特定不利益処分を受けていない【優良認定事業者は審査対象外】 |
| 情報開示 | <ul style="list-style-type: none"> ・CSR報告書、環境報告書等【要公開】 ・施設見学会、近隣等とのリスクコミュニケーション等の実施状況【要公開】 ・施設の稼働状況（適宜の写真情報等）【要公開】 ・情報開示のための社内体制が構築されている |
| マテリアルフロー | <ul style="list-style-type: none"> ・減量化量、保管量を含む月毎、年間のマテリアルフロー【要公開】 ・すべての持出先の実名と各々への持出量【要公開】。マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収、最終処分に向けられたそれぞれの量【要公開】 ・上記を証する電子データ、マニフェスト、契約書等がある ・許可品目以外が搬入された場合の対応記録がある ・持出先（二次搬出先）への現地確認の実施記録、持出先の選定基準がある ・持出先での処理や再生利用状況の確認記録がある |
| エネルギー使用量 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設でのエネルギー年間使用量【要公開】 ・上記を証する請求書等がある |

適合証の有効期間と審査料金

| | |
|----------|--|
| 適合証の有効期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・適合証の交付日から2年間 |
| 審査料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・40万円/施設（税別、旅費別、ISO等取得施設の場合） ・ISO等未取得施設、非優良認定事業の場合は、それぞれ10万円高 ・有効期間後の更新申請の場合は20万円/施設（同上） |

<問合せ先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

調査認証チーム 山脇、鈴木

TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156

e-mail：saiseihin@sanpainet.or.jp

本審査の詳細情報：

<https://www.sanpainet.or.jp/service104.php?id=36>

情報適正開示施設
産業廃棄物処理事業振興財団
適合書番号 010001

適合マーク